

受付番号
(税関記入欄)

登録番号
(税関記入欄)

事前教示に関する照会書(原産地照会用) 税関様式C第1000号-2

令和6年2月1日 税関への最初の提出日 を記載してください。	照会者の 東京都港区霞が関 3-1-1 住所、氏名 財務商事株式会社	輸入者符号 1023004567089 0000 法人番号を記載してください。
東京税関長殿	代理人の 東京都港区海岸 2-7-68 住所、氏名 カスタムインポートサービス	(担当者) 税関 一郎 (電話番号) 03-3599-xxxx

下記貨物の WTO協定 経済連携協定(CPTPP) 特恵 その他()
税率適用に関する原産地について照会します。

協定名を記入してください。

品名 HS番号 銘柄・型番	製菓原料(砂糖調製品) 第2106.90号 ABC2308 輸入時に貨物を 特定できるように 記入してください。	製造地 製造者	xxx xxx xxx, SINGAPORE ABC SUGAR Co., Ltd	輸入申告予定官署	東京税関 大井 出張所 横浜税関 本牧 埠頭出張所
照会貨物	<input type="checkbox"/> 到着 <input checked="" type="checkbox"/> 未到着	参考資料(返却の要) ()	見本・写真・図画・カタログ・説明書・その他 (INGREDIENTS、PRODUCTION FLOW CHART 等)		

申告中の貨物や具体的ではない
貨物については照会できません。

輸入契約の時期、輸入の予定時期、
数量及び金額並びに特別注文、投資又
は長期契約の予定の有無

輸入予定時期: 2024年
4月頃
数量: 3 MT
金額: USD1,530/MT
長期契約予定

照会貨物に係る原産地事前教示実績(有・無)
(事前教示番号)

照会貨物に係る品目分類事前教示実績(有・無)
(事前教示番号)

類似貨物に係る輸入実績(有・無)
(輸入申告番号及びその年月)

照会貨物の説明(関係する国における加工、製造に関する事項等)

財務商事株式会社はシンガポールに所在する ABC SUGAR Co., Ltd が同国において製造した製菓原料(砂糖調製品)を輸入します。

原材料、原材料の原産地及び製造工程は別添資料を参照。

材料及び製造工程について
記載してください。(別添でも可)

原産地認定に関する意見(有 無)

意見があれば「有」に✓を付し、以下のように意見を記入してください。

本品は品目別原産地規則「第2106.90号の产品(乳固体分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超える調製品)への他の類の材料からの変更(第04.01項から第04.06項までの各項の材料又は第1901.90号の酪農調製品(乳固体分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるもの)からの変更を除く。)」を満たすことから、CPTPPにおける原産地であると考えます。

非公開期間の要否 (原則公開です。 裏面注意事項3.参照)	要 ()	非公開理由	非公開期間を設定する場合は「要」に ○を付した上で、非公開理由及び 非公開期間を記入してください。		
非公開期間	()日 (180日を超えない期間)	続	補足記入欄	支	支

(注)裏面の確認書にも記入をお願いします。また注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

○事前教示照会に係る確認書

項目	「いいえ」かめる 受理ができません。	確認欄
1. 照会に係る貨物について		
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	<input checked="" type="radio"/> はい	・ いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	<input checked="" type="radio"/> はい	・ いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	<input checked="" type="radio"/> はい	・ いいえ
2. 照会について		
④ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人、 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人、 ハ. 輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。	イ
3. 補足説明又は追加資料の提出について	該当する記号を 記入してください。	
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	<input checked="" type="radio"/> はい	・ いいえ
照会者又は その代理人	氏名又は名称 住所又は 所在地	カスタムインポートサービス 東京都港区海岸 2-7-68

注 意 事 項

1. この照会書は、1部提出してください。「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式（A4判））に記載のうえ、添付してください。
 2. この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられることとなりますので、注意してください。
 3. 事前教示照会に対する回答として税関より交付し又は送達される事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、回答後一定の期間（180日を超えない期間に限ります。）非公開とする必要がある場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定してください。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。当該部分に該当すると考えられる内容については、照会書提出時にお知らせください。その際、税闘より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

非公開情報は照会書提出時にお知らせください

(規格 A 4)

～INGREDIENTS～

Jan. 20th, 2024

入手した情報の日付が古い場合、
記載されている情報が最新のものかを
確認してください。

HS CODE : 2106.90

Product Name:ABC2308

Manufacturer name:ABC SUGAR Co.,Ltd

Factory address:xxx xxx xxx ,SINGAPORE

使用されている
原材料について
記載してください。

原材料中、No.1 Skim Milk Powderについては、
第04.02項に該当するため品目別原産地規則を満
たさないことから、協定上の原産材料であることを確認
する必要があります。

NO.	INGREDIENTS	HS CODE	Percentage	Country of Origin	Raw Material	Manufacturer
1	Skim Milk Powder	0402.10	27.5%	New Zealand	Milk	Company Name:DEF Milk Co.,Ltd. Address:×× King Str.,Auckland,New Zealand
2	Sugar	1701.99	69.5%	Brazil	Brazilian Sugar Cane	Company Name:Francisco Sugar Co.,Ltd. Address:Km△△,State of Sao Paulo,Brazil
3	Dextrin	3505.10	3%	USA	USA Origin Corn	Company Name:USA Grain Co.,Ltd. Address:○○ Long Str.,Nevada,U.S.A

Total

100%

本品は非原産材料を使用して製造されているため、品目別
原産地規則（*）を満たす必要がありますが、HSコードが記
載されていることから、当該規則を満たしているかどうか確認で
きます。

ABC2308 contains 26% by mass of milk solids.

なお、原材料のHSコードが記載されており、品目別原産地規則（*）を満た
している場合、当該原材料の原産地や製造場所等の記載については必ずし
も要するものではありません。

品目別原産地規則（*）に記載されている
「乳固体分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超
える調製品」であることを確認できます。

ABC SUGAR Co.,Ltd
xxx xxx xxx ,SINGAPORE

COMPANY
STAMP

資料は情報を正確に把握できる者が作成してください。
本件の場合、本品（製菓原料（砂糖調製品））を製造している
者が作成しています。

(*) の一部抜粋
第2106.90号の产品（乳固体分の含有量が乾燥状
態において全重量の10%を超える調製品）への他の類
の材料からの変更（第04.01項から第04.06項までの
各項の材料又は第1901.90号の酪農調製品（乳固
体分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超
えるもの）からの変更を除く。）

資料は情報を正確に把握できる者が作成してください。
本件の場合、産品（製菓原料（砂糖調製品））を製造している者が作成しています。

ABC SUGAR Co.,Ltd
xxx xxx xxx ,SINGAPORE

Jan. 20th, 2024

入手した情報の日付が古い場合、記載されている情報が最新のものかを確認してください。

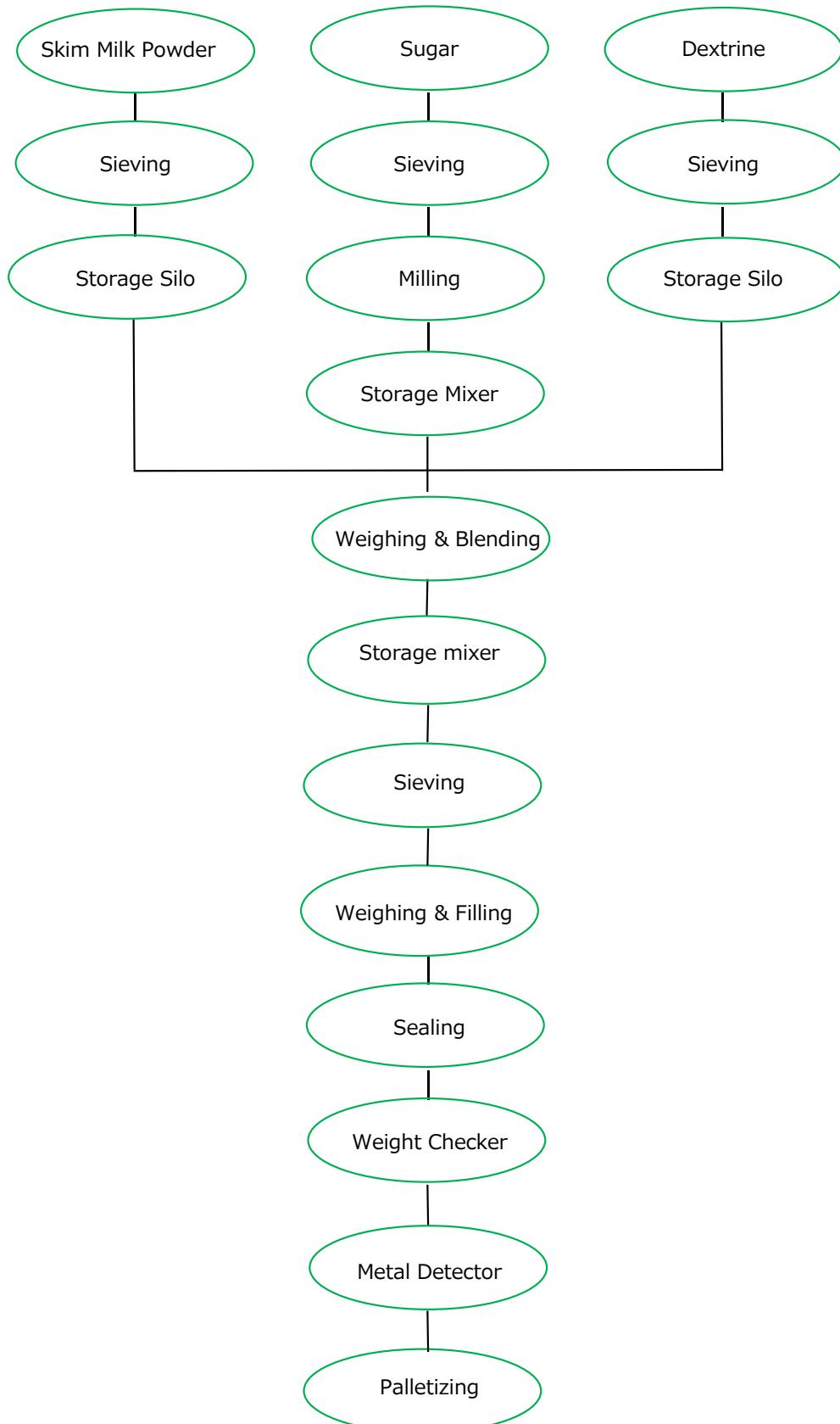
PRODUCTION FLOW CHART

Product Name:ABC2308

Manufacturer name:ABC SUGAR Co.,Ltd

Factory address:xxx xxx xxx ,SINGAPORE

原材料の受け入れから検品まで一連の工程がシンガポール国内で行われていることが分かります。





脱脂粉乳の製造者による証明

DEF Milk Co.,Ltd.

×× King
Str.,Auckland,
New Zealand

Jan. 25th, 2024

入手した情報の日付が古い場合、
記載されている情報が最新のものかを
確認してください。

To Whom it may concern,

Country of Origin Statement for Skimmilk Powder

We DEF Milk Co.,Ltd. confirm that we manufacture Skimmilk Powder in New Zealand, and also milk we use for Skimmilk Powder originate from New Zealand Bovine Milk.

Best Regards,

產品の製造に使用された脱脂粉乳はニュージーランドの牛から搾乳された生乳を使用して同国において製造されたことがわかります。
→したがって、協定第3・3条の規定を満たすことから、原材料である脱脂粉乳が協定上の原産材料であることがわかります。

JULIA MARKS
Technological Manager

COMPANY
STAMP